

専決処分の報告について

(部活動中の事故に係る損害賠償額の決定)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定並びに訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の指定について（平成18年3月2日板橋区議会議決）により、下記のとおり、損害賠償額の決定について専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

1 事故の概要

令和5年9月4日（月）、赤塚第三中学校校庭で行われていた同校野球部の部活動中、生徒の打ったボールが、校庭内の縁石を直撃した弾みで防球ネットの裏側に跳ね上がった後、同校に隣接する被害者宅の窓ガラスに当たり、これを破損した。

2 示談の相手方

区内在住 男性

3 示談成立年月日

令和5年10月31日

4 示談金額

金23,100円

5 示談の処理

区と被害者の間に、書面に定めるほか、何らの債権債務が存しないことを確認する示談書を取り交わした。

6 支払い

示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険の幹事会社である損保ジャパン(株)から支払われる。